

○亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱

平成22年3月31日

告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、スポーツ競技の全国大会等(予選大会や推薦によらない、自由参加のものを除く。以下「大会等」という。)への出場者(団体を含む。以下同じ。)に対し、激励金を支給することにより、アマチュアスポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的とする。

(平23告示128・一部改正)

(支給の対象者)

第2条 激励金の支給対象者は、出場する大会要項等に基づく正規登録のアマチュア選手及び監督等で、市内に住所を有するものとする。ただし、中学校体育連盟主催による競技大会に出場する中学生は除く。

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(激励金の支給申請)

第4条 激励金の支給を受けようとする者(団体にあつてはその代表者)は、大会等が開催される10日前までに、激励金支給申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、出場者が18歳以下の場合は、その保護者が申請するものとする。

- (1) 出場者が市内に住所を有することを確認できる書類又はその写し
- (2) 予選大会等の実施要項
- (3) 予選大会等を経ず推薦にて出場する場合は、その推薦書の写し
- (4) 出場する大会等の開催要項
- (5) 申込書の写し等の前号の大会等に出場することを記した書類
- (6) 団体の場合は、支給申請を代表者に委任する旨の委任状

(平23告示128・一部改正)

(激励金の支給)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、激励金の支給の適否及び額を決定し、速やかに激励金支給決定通知書(様式第2号)を申請者に通知し、激励金を支給する。

(激励金支給決定の取消し)

第6条 市長は、激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の支給の決定について、支給の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 激励金支給申請に虚偽又は不正があつたとき。
- (2) 大会等が中止され、又は大会等に出場できなくなったとき。

(激励金の返還)

第7条 市長は、激励金の支給の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に激励金が支給されているときは、当該激励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(結果報告)

第8条 激励金の支給を受けた者は、出場した大会終了後、大会出場結果報告書(様式第3号)にその成績などを明らかにする関係書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日告示第128号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平23告示128・全改)

区分	出場大会規模	支給金額
個人	(1) オリンピック、パラリンピック、世界選手権(その種目最高のもの)に出場する場合	100,000円
	(2) (1)以外の国際大会に出場する場合	50,000円
	(3) 全国大会に出場する場合	10,000円
	(4) 東海大会に出場する場合	5,000円
団体	個人の出場大会規模に応じた支給金額に団体の人数を乗じた額とする。ただし、20人で換算した金額を限度とする。	

様式 略